

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
教育庁 教職員室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 552 596 621">職員</th> <th data-bbox="596 552 845 621">出張先</th> <th data-bbox="845 552 1163 621">出張期間</th> <th data-bbox="1163 552 1341 621">旅費支給額</th> <th data-bbox="1341 552 1629 621">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 621 596 728">A</td> <td data-bbox="596 621 845 728">茨城県</td> <td data-bbox="845 621 1163 728">令和5年8月29日 から同月31日まで</td> <td data-bbox="1163 621 1341 728">36,280 円</td> <td data-bbox="1341 621 1629 728">令和5年10月24日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	茨城県	令和5年8月29日 から同月31日まで	36,280 円	令和5年10月24日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	茨城県	令和5年8月29日 から同月31日まで	36,280 円	令和5年10月24日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月4日から同年7月11日まで）